

随意契約（相手方指定）調書

件名	戸籍証明書・住民票等郵送請求業務委託	No.5200095
工（納）期	令和 8 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	1 0 3, 2 2 4, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 (法人番号：2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	戸籍証明書・住民票等郵送請求業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 久保 裕之
指名理由	本件は、戸籍・住民票等の郵送による交付請求についての証明発行、窓口請求における戸籍証明書の作成及びオンライン申請に対する受付・発送等業務について委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和5年度契約時にプロポーザル方式により選定された事業者である。 ② 主管課において、令和6年度の履行評価を行ったところ、区が定める基準を遵守しながら証明書発行を行っているとともに、証明発行の判断基準については適宜区と協議の上見直す等状況に応じた柔軟な対応ができていることから、履行状況は良好であった。 ③ また、数多くの自治体での証明発行業務の受託実績があり、手続きごとの処理時間やミス率等のデータをもとに体制を検討しており、適正な人員体制を維持することができていることから、上記業者が引き続き受託することで確実な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)